環境影響評価法の一部改正

環境立県推進課

1 改正の経緯

- ・環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業(例:高速道路、ダム、飛行場等) の実施前に環境への影響を調査・予測・評価することで、より環境に配慮した事業の実施を確 保するもの。
- ・平成11年の法施行以来10年が経過し、社会状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲拡大、事業計画の立案段階における環境保全のために配慮すべき事項等について、国の中央環境審議会等で検討。
- ・上記審議会での報告書をもとに、環境保全のための措置等の手続の新設等、同法の一部改正について閣議決定(平成22年3月19日)し、先の第174回通常国会に提案された。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(閣法第55号)の要旨

- (1) 交付金事業を対象事業に追加(風力発電所については、政令改正により追加)
- (2) 事業の立案段階における環境影響評価の実施、その結果を記した計画段階環境配慮書の作成・公表を追加(第一種事業のみ)
- (3) 方法書段階における説明会の開催を義務化、環境大臣の技術的助言を規定
- (4) インターネットの活用等の情報提供手段の拡充
- (5) 事業着手後の環境保全措置の状況に関する報告書の作成、公表等を追加。
- (5)一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日からの施行

2 現在の状況

- ・参議院可決後、衆議院環境委員会に付託され、現在も閉会中審査となった。
- ・次期国会以降、審議される見込み。

3 鳥取県環境影響評価条例の対応

- ・鳥取県環境影響評価条例の手続きや対象事業及び対象規模は、法の体系をベースに決定しているため、法改正に併せて条例・規則の見直しを予定。
- ・今後の法改正の状況を注視しながら、条例改正にあたっては、あらためて当審議会の御意見 を伺う。

環境影響評価法 改正後のフロー(赤字・赤矢印が法改正事項) 対象事業 交付金事業を対象事業に追加 (政令改正:風力発電所を追加) 計画段階配慮事項の検討(SEA) 業実施段階 環境大臣の意見 【配慮書】SEAの結果 ※第2種事業については 住 事業者が任意に実施 苠 主務大臣の意見 ※災害等に準じる特例規定 知 前 事 等意 対象事業に係る計画策定 配慮書の内容等を考慮 の手 続 スクリーニング手続 見 知事意見 許認可等権者が判定 【方法書】 評価項目・手法の選定 方法書、準備書及び評 価書について電子縦覧 の義務化 説明会の開催 住 政令で定める市から事業者への直接の意見提出 民 知 事等 評価項目、調査・予測及び評価手法の選定 ◆ 主務大臣の意見 意見 調査・予測・評価の結果に基づき、環境保全措置を検討 環境大臣の意見 事 業実施 【準備書】 環境アセスメント結果の公表 (学識経験者の活用) 段階 環境大臣の意見等 説明会の開催 の手 意見を述べる場合、 政令で定める市から事業者への直接の意見提出 環境大臣に助言を 求めるよう努力 続 許認可等権者の意見 【評価書】環境アセスメント結果の修正・確定 地方公共団体 許認可等・事業の実施 環境大臣の意見 【報告書】環境保全措置等の結果の報告・公表 許認可等権者の意見

※ 配慮書、報告書に関する改正事項:公布後2年以内に施行 上記以外に関する改正事項:公布後1年以内に施行